

平成 24 年 11 月 29 日
大臣官房統計情報部
人口動態・保健社会統計課行政報告統計室
室 長 北島 由美子
(担当・内線) 福祉統計係 (7553・7554)
(電 話 代 表) 03 (5253) 1111
(直 通 電 話) 03 (3595) 2919

平成 23 年度福祉行政報告例の概況

目 次	頁
報告の概要	1
結果の概要	
1 生活保護関係	
(1) 被保護世帯数	2
(2) 被保護実人員及び保護率	3
(3) 保護開始・廃止の主な理由	4
2 身体障害者福祉関係	5
3 知的障害者福祉関係	5
4 婦人保護関係	6
5 民生委員関係	6
6 社会福祉法人関係	7
7 児童福祉関係	
(1) 児童相談所における相談の種類	7
(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数	8
8 戦傷病者特別援護関係	8
用語の定義	9

平成 23 年度福祉行政報告例の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とした。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とした。

3 報告の種類及び時期

月報(11表)及び年度報(57表)とした。

月報 (国への提出期限：翌月末)

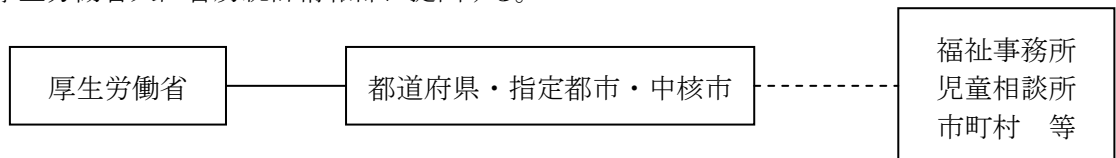
年度報 (国への提出期限：翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末・10月末・11月末)

4 報告事項

生活保護関係、身体障害者福祉関係、障害者自立支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付金関係

5 報告の方法及び系統

- (1) 企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行った。
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する。



6 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	△
-----------	---

- (2) この概要に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数にあわない場合もある。
- (3) 本概況に掲載している平成22年度の数値の一部については、東日本大震災の影響により、宮城県及び福島県の一部地域が含まれていない。
詳細は、各頁の表又は図の脚注に記載している。

結果の概要

1 生活保護関係

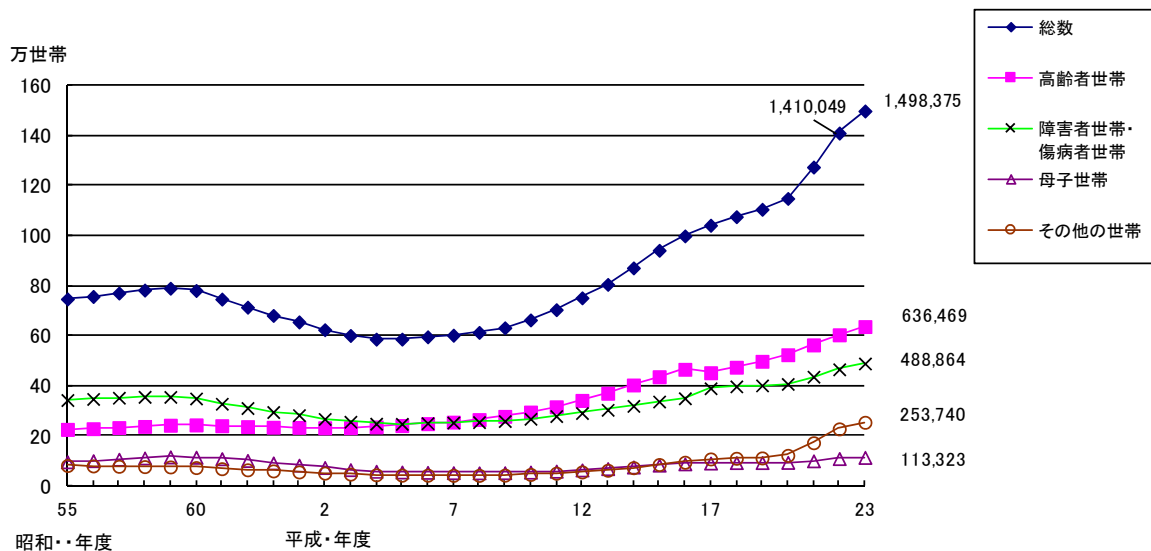
(1) 被保護世帯数

平成23年度の1か月平均の「被保護世帯数」は1,498,375世帯（過去最高）で、前年度に比べ88,326世帯（6.3%）増加した。

被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が636,469世帯（5.5%増）と最も多く、次いで「障害者世帯・傷病者世帯」で488,864世帯（5.0%増）となっている。

また、「その他の世帯」は253,740世帯（11.6%増）となっている。（図1、表1）

図1 世帯類型別被保護世帯数(1か月平均)



注: 総数には保護停止中の世帯も含む。

表1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

	平成19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		対前年度	
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	1,105,275	100.0	1,148,766	100.0	1,274,231	100.0	1,410,049	100.0	1,498,375	100.0	88,326	6.3
高齢者世帯	497,665	45.0	523,840	45.6	563,061	44.2	603,540	42.8	636,469	42.5	32,929	5.5
障害者世帯・傷病者世帯	401,088	36.3	407,095	35.4	435,956	34.2	465,540	33.0	488,864	32.6	23,324	5.0
母子世帯	92,910	8.4	93,408	8.1	99,592	7.8	108,794	7.7	113,323	7.6	4,529	4.2
その他の世帯	111,282	10.1	121,570	10.6	171,978	13.5	227,407	16.1	253,740	16.9	26,333	11.6

注: 総数には保護停止中の世帯も含む。

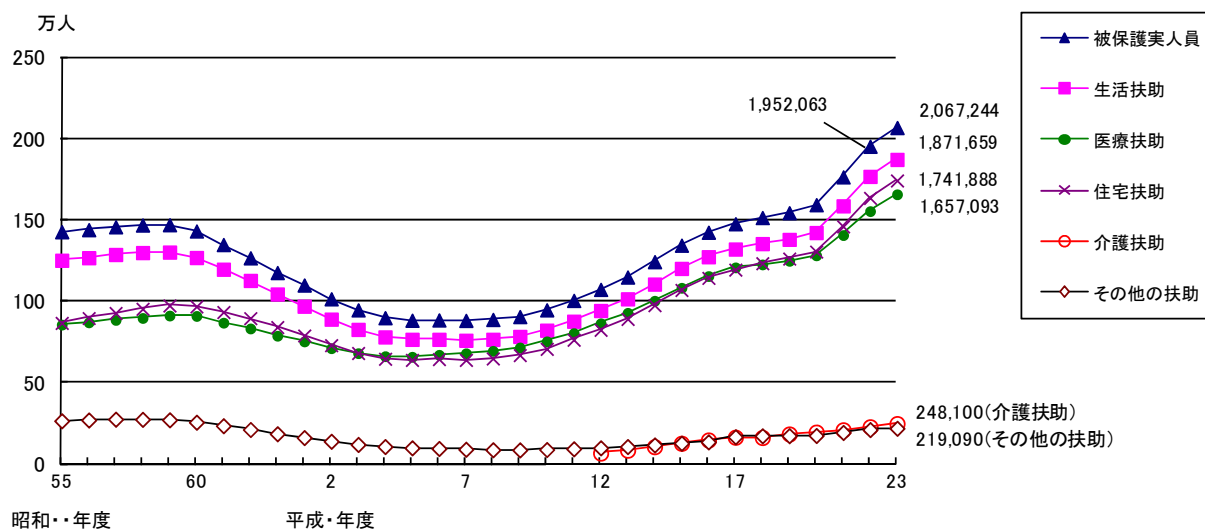
(2) 被保護実人員及び保護率

平成23年度の1か月平均の「被保護実人員」は2,067,244人(過去最高)で、前年度と比べ115,181人(5.9%)増加している。

保護の種類別に扶助人員をみると、「生活扶助」が1,871,659人と最も多く、次いで「住宅扶助」が1,741,888人、「医療扶助」が1,657,093人となっている。(図2、表2)

また、保護率(人口千対)は16.2(‰)となっている(表2)。

図2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員(1か月平均)



注:「その他の扶助」は、「教育扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

表2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員及び保護率の年次推移(1か月平均)

	平成19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		対前年度	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	増減数	増減率(%)
被保護実人員	1,543,321	100.0	1,592,620	100.0	1,763,572	100.0	1,952,063	100.0	2,067,244	100.0	115,181	5.9
保護率(人口千対)(‰) ²⁾	12.1		12.5		13.8		15.2		16.2			
生活扶助	1,379,945	89.4	1,422,217	89.3	1,586,013	89.9	1,767,315	90.5	1,871,659	90.5	104,344	5.9
医療扶助	1,248,145	80.9	1,281,838	80.5	1,406,456	79.8	1,553,662	79.6	1,657,093	80.2	103,431	6.7
住宅扶助	1,262,158	81.8	1,304,858	81.9	1,459,768	82.8	1,634,773	83.7	1,741,888	84.3	107,115	6.6
介護扶助	184,258	11.9	195,576	12.3	209,735	11.9	228,235	11.7	248,100	12.0	19,865	8.7
その他の扶助 ¹⁾	173,398	11.2	174,801	11.0	192,987	10.9	211,490	10.8	219,090	10.6	7,600	3.6

注:1)「その他の扶助」は、「教育扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

2) 保護率は、各年度について1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表の人口推計「各年10月1日現在推計人口(総人口)」で除して算出した。ただし、平成22年度は「平成22年国勢調査人口等基本集計」の総人口で除した。

(3) 保護開始・廃止の主な理由

平成23年9月中の保護開始の主な理由を構成割合で見ると、「働きによる収入の減少・喪失」が27.8%と最も多く、次いで「傷病による」が27.6%、「貯金等の減少・喪失」が25.4%となっている(図3)。

また、平成23年9月中の保護廃止の主な理由を構成割合で見ると、「死亡」が29.8%と最も多く、次いで「その他」を除くと、「働きによる収入の増加」が16.7%、「失そう」が11.0%となっている(図4)。

図3 保護開始の主な理由別世帯数の構成割合

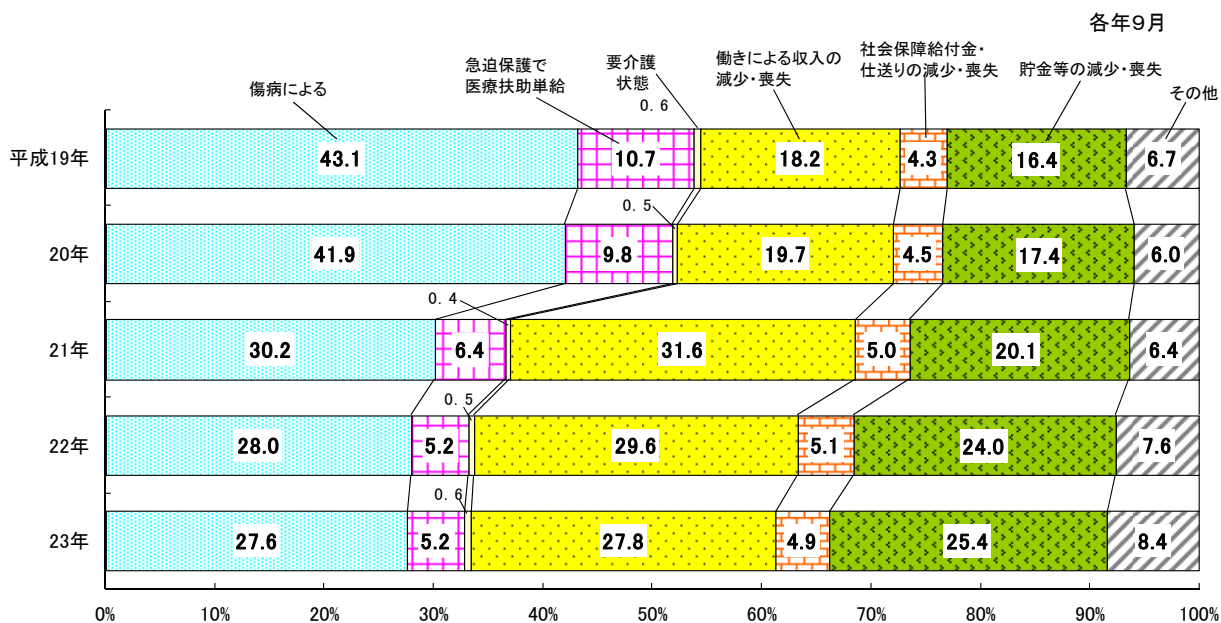
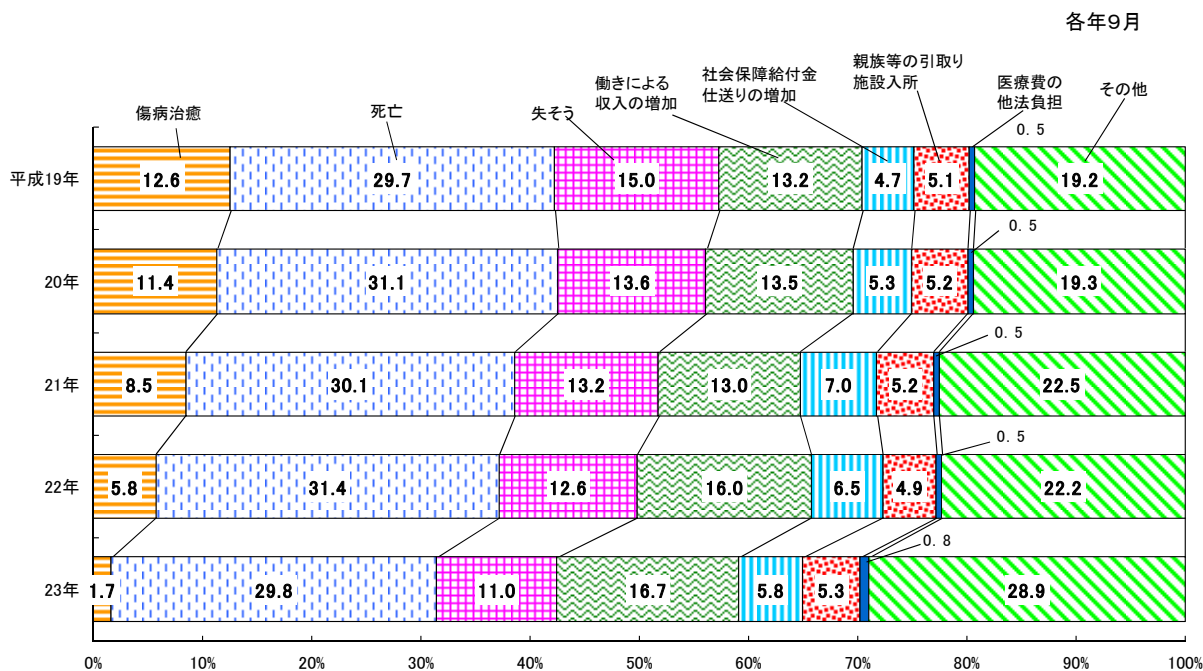


図4 保護廃止の主な理由別世帯数の構成割合



2 身体障害者福祉関係

平成23年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は5,206,780人となっている(表3)。

表3 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

	各年度末現在 (単位:人)				
	平成19年度	20年度	21年度	22年度 ²⁾	23年度
総 数	4 946 431	5 031 683	5 107 947	5 109 282	5 206 780
18歳未満	109 099	109 596	108 146	107 296	107 936
18歳以上	4 837 332	4 922 087	4 999 801	5 001 986	5 098 844
視覚障害	384 241	382 596	380 811	371 700	369 025
聴覚・平衡機能障害	444 900	448 665	451 904	449 604	453 152
音声・言語・そしゃく機能障害	59 361	59 604	60 422	59 503	61 657
肢体不自由	2 745 628	2 787 651	2 823 202	2 818 652	2 869 223
内部障害 ¹⁾	1 312 301	1 353 167	1 391 608	1 409 823	1 453 723

注：1) 平成22年度から、「内部障害」に「肝臓機能障害」が追加された。

2) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)、仙台市を除いて集計した数値である。

3 知的障害者福祉関係

平成23年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は878,502人となっている(表4)。

表4 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

	各年度末現在 (単位:人)				
	平成19年度	20年度	21年度	22年度 ¹⁾	23年度
総 数	756 843	785 720	816 548	832 973	878 502
18歳未満	191 560	200 533	209 545	215 458	226 384
18歳以上	565 283	585 187	607 003	617 515	652 118

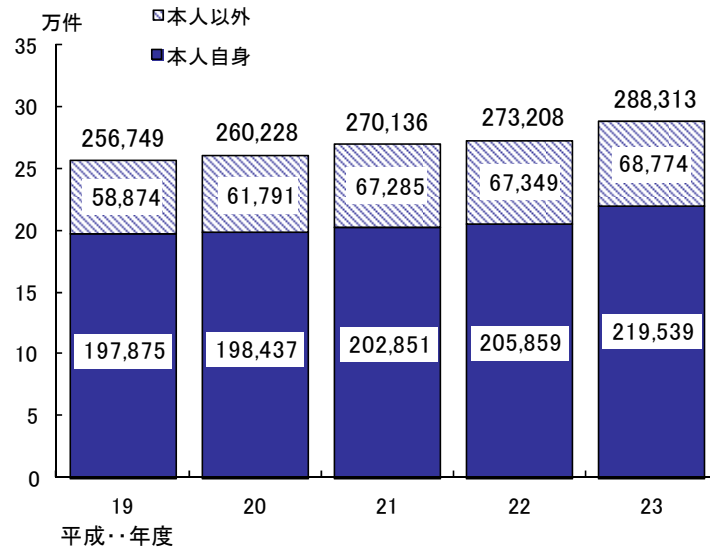
注:1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

4 婦人保護関係

平成 23 年度中の婦人相談員及び婦人相談所における相談件数は 288,313 件となっている。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は 219,539 件となっている。
(図 5)

図5 婦人相談員及び婦人相談所における相談の経路別受付件数



注: 1)「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。
2)平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部、福島県を除いて集計した数値である。

5 民生委員関係

平成 23 年度末現在の民生委員（児童委員を兼ねる）の数は 229,510 人となっている。
内訳は、男性が 91,729 人で、女性は 137,781 人となっている。（表 5）

表5 男女別民生委員数の年次推移

	各年度末現在					構成割合 (%)
	平成19年度	20年度	21年度	22年度 ¹⁾	23年度	
総数	227,287	228,427	228,728	225,247	229,510	100.0
男	92,255	92,292	91,990	90,039	91,729	40.0
女	135,032	136,135	136,738	135,208	137,781	60.0

注: 1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

6 社会福祉法人関係

平成23年度末現在の社会福祉法人数は19,246法人となっている。

法人の種類別にみると「社会福祉協議会」は1,901法人、「施設経営法人」は16,842法人となっている。(表6)

表6 社会福祉法人数の年次推移

	各年度末現在				
	平成19年度	20年度	21年度	22年度 ¹⁾	23年度
総 数	18 537	18 625	18 674	18 727	19 246
社会福祉協議会	1 977	1 962	1 923	1 848	1 901
共同募金会	47	47	47	46	47
社会福祉事業団	140	139	134	132	133
施設経営法人	16 157	16 240	16 299	16 408	16 842
その他	216	237	271	293	323

注: 2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分)は含まれていない。

1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

7 児童福祉関係

(1) 児童相談所における相談の種類

平成23年度中に児童相談所が対応した相談件数は385,294件となっている。

相談の種類別にみると、「障害相談」が185,853件(構成割合48.2%)と最も多く、次いで「養護相談」が107,511件(同27.9%)、「育成相談」が51,751件(同13.4%)となっている。

また、「養護相談」の構成割合は年々増加している。(図6、表7)

図6 児童相談所における相談の種類別対応件数

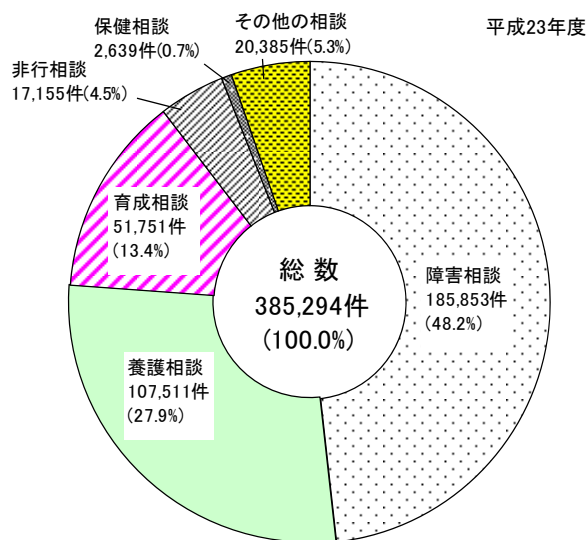


表7 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

	平成19年度		20年度		21年度		22年度 ¹⁾		23年度	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
総 数	367 852	100.0	364 414	100.0	371 800	100.0	373 528	100.0	385 294	100.0
障害相談	182 053	49.5	182 524	50.1	192 082	51.7	181 108	48.5	185 853	48.2
養護相談	83 505	22.7	85 274	23.4	87 596	23.6	101 323	27.1	107 511	27.9
育成相談	58 958	16.0	55 005	15.1	51 794	13.9	50 993	13.7	51 751	13.4
非行相談	17 670	4.8	17 172	4.7	17 690	4.8	17 345	4.6	17 155	4.5
保健相談	3 411	0.9	2 970	0.8	2 835	0.8	2 608	0.7	2 639	0.7
その他の相談	22 255	6.0	21 469	5.9	19 803	5.3	20 151	5.4	20 385	5.3

注: 1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

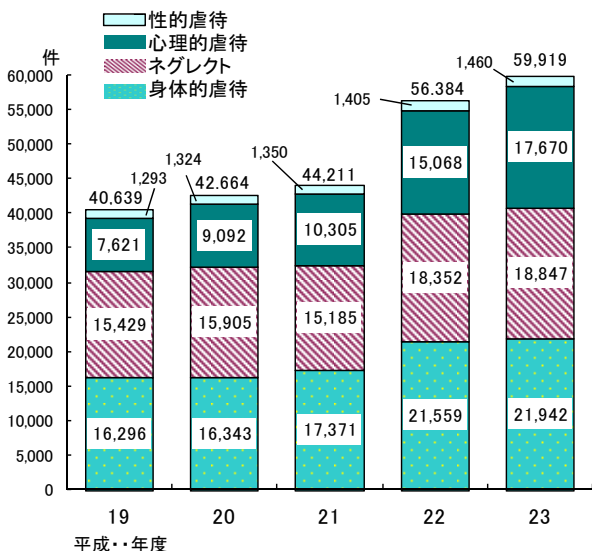
平成 23 年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は 59,919 件となっている (表 8)。

相談の種別に見ると、「身体的虐待」が 21,942 件と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)」が 18,847 件となっている (図 7)。

また、主な虐待者を構成割合で見ると「実母」が 59.2% と最も多く、次いで「実父」27.2% となっている (図 8)。

被虐待者の年齢別に見ると「小学生」が 21,694 件 (構成割合 36.2%)、「3 歳～学齢前」が 14,377 件 (同 24.0%)、「0～3 歳未満」が 11,523 件 (同 19.2%) となっている (表 8)。

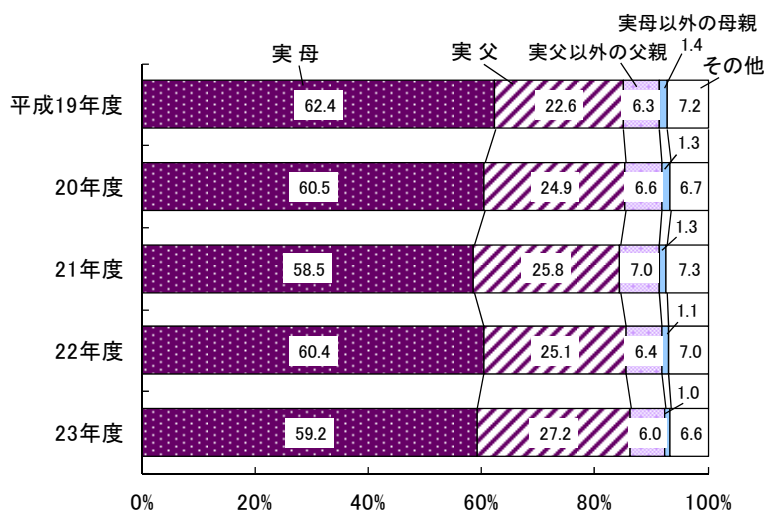
図7 児童虐待の相談種別対応件数



平成・・・年度

注：平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

図8 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合



注：平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

表8 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移

	平成19年度		20年度		21年度		22年度 ¹⁾		23年度	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
総数	40,639	100.0	42,664	100.0	44,211	100.0	56,384	100.0	59,919	100.0
0～3歳未満	7,422	18.3	7,728	18.1	8,078	18.3	11,033	19.6	11,523	19.2
3歳～学齢前	9,727	23.9	10,211	23.9	10,477	23.7	13,650	24.2	14,377	24.0
小学生	15,499	38.1	15,814	37.1	16,623	37.6	20,584	36.5	21,694	36.2
中学生	5,889	14.5	6,261	14.7	6,501	14.7	7,474	13.3	8,158	13.6
高校生・その他	2,102	5.2	2,650	6.2	2,532	5.7	3,643	6.5	4,167	7.0

注：1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

8 戦傷病者特別援護関係

平成 23 年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は 21,428 人で、前年度に比べ 3,799 人 (15.1%) 減少している (表 9)。

表9 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	各年度末現在 (単位:人)	
						対前年度	
						増減数	増減率 (%)
総数	38,300	33,917	29,673	25,227	21,428	△ 3,799	△ 15.1

用語の定義

1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数・被保護実人員（1か月平均）

各月中に1日（回）でも生活保護を受けた世帯数・実人員及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯数・実人員の合計を各年度について1か月平均としたもの

(2) 世帯類型別被保護世帯数（1か月平均）

各月における被保護世帯（保護停止中の世帯を除く）を下記の世帯類型別に区分したものを各年度について1か月平均としたもの

ア 高齢者世帯

平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

イ 母子世帯

平成16年度までは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳以上60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

平成17年度からは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

ウ 障害者世帯・傷病者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

エ その他の世帯

上記アからウのいずれにも該当しない世帯

(3) 保護率

保護率（人口千対）は「被保護実人員（1か月平均）」÷「人口推計 各年10月1日現在推計人口（総人口）」（総務省統計局）×1000で算出している。（人口推計 平成23年10月1日現在推計人口（総人口）：127,799千人）

なお、平成22年度については「平成22年国勢調査人口等基本集計」の総人口を用いて算出している。

2 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登載数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

3 知的障害者福祉関係

療育手帳交付台帳登載数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

4 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事または市長が委嘱する相談員

5 民生委員関係

民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

6 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が所轄庁である法人についてのみ報告されるため、2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人（厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分）は含まれていない。

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているもの

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人

7 児童福祉関係

(1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県・指定都市に設置された相談所

(2) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息等を有する児童に関する相談

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥多動性障害等発達障害を有する児童等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある児童、警察署からご犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

オ 育成相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている各年度末現在の数